

令和5年度

郡山市農地等利用最適化推進施策に
関する意見書

郡山市農業委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化等による遊休農地の発生、農業生産基盤の老朽化、加えて野生鳥獣による被害の増加など多様化、深刻化が進んでおり、さらに長引く新型コロナウイルス感染症の影響による農畜産物の需要減退やウクライナ情勢による原油・原材料の高騰、円安に伴う物価高騰等、多くの課題に直面しております。

このような中、国においては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための「みどりの食料システム法」が本年7月に施行されました。また、農用地の効率的な利用を図るための「地域計画」策定に関する「農業経営基盤強化促進法の一部改正」が5月に成立し、市町村は改正法施行（令和5年4月1日予定）から2年以内に「地域計画」を策定すべきこととされました。

本市では、食料の安定供給の確保や農林業の持続的な発展、自然災害や気候変動への対応を基本目標とした「第四次郡山市食と農の基本計画(令和4年度から令和7年度)」が策定され、「農業が盛んで市民の身近な産業となるまち」を目指し取り組んでいるところです。

本市農業委員会においては、農地を将来にわたり農地として守り、活かし、使える人に引き継ぐことができるよう、地域において将来の農地利用に向けた話し合いを進めるとともに、将来ビジョンの実現に向けたサポートなどの地域活動により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消対策、新規参入の促進など「農地利用の最適化」を推進しています。

つきましては、本市農業の振興のため、本市農業者の代表機関として、農地等の利用の最適化の推進に関し、農業・農村の課題等について各地域の意見をまとめましたので、令和5年度の施策の立案や予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見を提出します。

令和4年10月5日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市農業委員会
会長 佐久間 俊一

1 原油価格・物価高騰等に対する対策

世界情勢をめぐる先行きの不確実性が高まっている中、原油の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移している。また、最近の円安の進行による輸入物価の上昇は、飼料、肥料原料、化石燃料といった農業に不可欠な物資の安定供給に深刻な影響を与えることが懸念されている。

このような状況は、農業経営全般を圧迫しており、今後、農業者が再生産への意欲を失わないよう、農業者への支援等の対策を講じること。

(1) 国、県が行う対策事業の情報提供や各種申請の支援

国、県において様々な支援事業を実施することが見込まれるが、各事業の支援対象となる全ての農業者が事業を活用できることが重要である。

- ① 国、県が実施する事業について、農業者へのわかりやすい情報提供
- ② 事業申請に係る支援

(2) 国、県が行う対策事業を補完する、市独自の支援策の実施

(3) 国に対する、農業生産に必要な資材の価格低減対策の要望

燃油や肥料、飼料、農業用機械など、農業生産に必要な資材の価格高騰の要因は、農業者の自助努力のみでは解決が困難であることから、国に対して価格低減対策等の実施を求めること。

2 農地利用集積・集約化対策

農業従事者が高齢化し、地域の農地の維持保全が難しくなっていることから、これからの地域の農業を担う意欲ある担い手が、将来にわたり農地を活用できるよう農地の集積・集約化を促進し、農畜産物生産の効率化を図ること。

(1) 「地域計画」の策定促進

改正農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」は、今後の「人・農地に関連する施策」の中核をなす重要なものであることから、各地区での話し合いを促進し、「地域計画」の策定に取り組む必要がある。

- ① 市内農業者に対する、取り組みの周知
- ② 「地域計画」の積極的な策定

(2) 「地域計画」策定に向けた体制の確保

策定にあたっては、農業者の意向把握や目標地図の素案作成等にマンパ

ワーが必要なことから十分な体制の確保が必要である。

3 遊休農地対策

遊休農地は、所有者・耕作者の高齢化による離農や、非農家への相続等により、所有者のみでの改善が困難な場合が多いことから、地域ぐるみの発生防止・解消対応を講じること。

(1) 基盤整備事業等の推進

未整備地等の耕作条件不利地は、耕作放棄が進行しているため、所有者・耕作者等の意向を反映させた条件整備を行う必要がある。

- ① 地域の状況に合わせた事業の実施
- ② 農家負担の少ない市独自事業の実施

(2) 遊休農地を活用した作物栽培の推進や調査研究

遊休農地の解消については、地域に適した作物導入が有効である。

- ① 食品会社と連携したタマネギ等の契約栽培の推進
- ② 学術機関と連携した油料作物（ナタネ・ヒマワリ等）や緑肥の調査研究

4 担い手の育成・支援対策

将来にわたって地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保については、関係機関が一体となり、新規就農に向けた取り組みを支援し、定着させること。

(1) 新規就農者の確保と育成への支援

新規就農者の確保・育成のため、市内外への就農に係る情報提供やPR活動の実施と、農業開始に向けての技術獲得に係る支援が必要である。

- ① 支援制度や栽培技術に関する情報を新規就農者が入手しやすくなるような、より分かりやすい情報発信
- ② 新規就農者又は新規就農を目指す者が、水稻や園芸作物、畜産等、希望する研修を受けられる環境の整備
- ③ 市外からの新規就農者の確保に向けた取り組み

(2) 地域の担い手への支援

地域の担い手については、持続可能な農業経営のため環境整備による経営

の安定化を図る必要がある。

- ① 収入保険の市助成による加入支援

5 農業振興対策

本市の持続可能な農業の発展のため、以下に掲げる諸課題に対応すること。

(1) 農業のDX化

農業従事者の高齢化と後継者不足による労働力不足に対応するため、作業の効率化や生産性の向上を図るに当たり、デジタル技術の活用が重要である。

- ① 「アグリテック普及推進事業」の普及
- ② デジタル技術を農業者が体験できる機会の創出

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として農産物全般で売り上げが回復していないことから、所得の減収分を補う支援が必要である。

(3) 原子力災害対策

農畜産物の風評被害に対する損害賠償の継続を東京電力に要請すること。

(4) 気候変動対策

近年、気候変動による台風や大雨等の自然災害が多発しており、被害防止及び被災対策、さらには、気候変動の原因となっている温室効果ガス削減に取り組む必要がある。

- ① 各農家を対象とした田んぼダム導入の推進
- ② 被災した場合に速やかに農業再開できるような、農地の復元、復旧
- ③ 気候変動に対応した栽培技術の研究・指導
- ④ 「みどりの食料システム戦略」の推進

(5) 鳥獣害防止対策

イノシシ等による農作物被害については、継続的な支援が必要である。

- ① 有害鳥獣捕獲組織への経費増額
- ② 電気柵等の防護柵設置への助成の拡充
- ③ ICT機器活用による捕獲隊の負担軽減